

## 長崎日本大学高等学校サッカー部 OB 会会則

### (名称)

第1条 本会は長崎日本大学高等学校サッカー部 OB 会と称し、この会の事務所は事務局長宅に置く。

### (目的と事業)

第2条 本会は長崎日大高校サッカー部の後援及び支援を目的とし、その活動を通じ、会員相互の親睦を図る。

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1、サッカー部に対する経済的支援
- 2、会員相互の親睦に寄与する事業
- 3、会員に対する広報活動

### (会員)

第4条 本会は下記の会員をもって組織する

- 1、長崎日大高校サッカー部に所属し同校を卒業した者
- 2、長崎日大高校サッカー部関係者
- 3、上記に該当しない場合、理事会の承認により特例を認める。
- 4、会員の秩序と安全に脅威を与える者及び反社会的勢力および団体に属する者は入会することはできない。

### (禁止事項)

第5条 OB 会活動内において、会員は他の会員に対して営業行為、勧誘活動、金銭の貸借、政治活動、宗教活動、その他迷惑行為を行ってはならない。

### (役員)

第6条 本会は下記の役員を置く

- 1、会長 1名（本会を代表し会務を統括する）
- 2、副会長 最大2名（会長を補佐し、会長不在の際は職務を代行する）
- 3、理事長 1名
- 4、副理事長 最大2名
- 5、理事 5名~10名（会務の執行及びこの会の重要事項を協議決定する）
- 6、監査役 2名（本会の会計および業務の監査を行う）
- 7、会計 2名（会の収支管理を行う）

8、事務局長 1名（本会の実務及び事務を執り行う）

第7条 この会は常任理事会が推薦し理事会において承認を得ることで顧問を置くことができる

（役員選出について）

- 1、会長・副会長・理事長・副理事長は、常任理事会が推薦し理事会で承認を得た者とする。
- 2、理事は常任理事会または会員における学識経験者より推薦され、理事会の承認を得た者とする。
- 3、監査は常任理事会の推薦により学識経験者の中から選出し、会計事務及び業務の監査を行い、理事会に出席し意見を述べることができる。
- 4、会計は常任理事会より推薦され、理事会の承認を得た者とし、会の収支管理を行い、年度末においては決算報告書を作成する。
- 5、本会の事務局に、事務局員を若干名置く。  
事務局員は、理事長または事務局長が推薦し理事会の承認を得た者とする。
- 6、本会役員に立候補する会員は事務局に申し入れ常任理事会で審議を行い、理事会で承認を得た上で役員に選任される。

（任期）

- 第8条
- 1、本会役員の任期は2年、但し再任を妨げない。
  - 2、補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
  - 3、役員は辞任または任期満了後においても後任者が就任するまでは、その任務を行わなくてはならない。

（解任）

第9条 役員の中で本会の名誉を著しく損なう行為があったときは、常任理事会で審議し理事会の議決により解任することができる。

（会議及び総会）

第10条 本会は次の会議を行う

- 1、常任理事会
- 2、理事会
- 3、総会

(常任理事会)

- 第 11 条 1、常任理事会は、会長がこれを招集し理事会で付議する案件を作成する。  
2、常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長及び事務局をもって構成する。  
3、理事会議長は理事長が務め、会を統括する。

(理事会)

- 第 12 条 1、理事会は、理事長がこれを招集し、次の事項を審議決定する。  
(1) 予算並びに決算  
(2) 会則改定  
(3) 役員を選任並びに解任  
(4) 事業計画並びに事業報告  
(5) 会員における除名処分  
2、理事会は役員及び事務局員をもって構成する。

(総会)

- 第 13 条 1、この会は年 1 回定期総会を開催し、理事会にて議決した内容の説明を行う。  
2、会員は理事会にて議決した内容に対し意見を述べることができる。  
3、理事会にて議決された内容に対し、総会に参加した会員の半数以上の反対意見あった場合、再度常任理事会および理事会にて、審議しなければならない。

(会計)

- 第 14 条 この会の経費は会費及び寄付をもってこれに充てる。

(会計年度)

この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終了する

(細則)

- 1、この会の年会費は一口 2,000 円とする。
- 2、満 65 歳以上の会員については年会費は徴収しない

(施行)

この会は 2019 年 9 月 22 日より実施する